

議案第 8 号

職員の旅費に関する条例及び羽曳野市実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について

職員の旅費に関する条例及び羽曳野市実費弁償条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

旅費の種目、内容等に関する見直し等を行うとともに、その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

職員の旅費に関する条例及び羽曳野市実費弁償条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の旅費に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 448 号)の一部を次のように改正する。

目次中「鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃」を「交通費」に、「宿泊料及び食卓料」を「宿泊費等」に、「移転料及び着後手当」を「転居費及び着後滞在費」に、「第 23 条」を「第 24 条」に改める。

第 2 条第 4 号中「事実上」を「、事実上」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(5) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和 27 年法律第 239 号)第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において旅行者等という。)であつて、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第 6 項において同じ。)を締結したものをいう。

第 3 条第 4 項中「その出発前に」を削り、「を取り消され、又は」を「の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け若しくは」に、「において」を「又は傷病その他やむを得ない事情により旅行の中止をし、若しくは変更をした場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なつた金額で市長が定める額」を「なる金額又は支出を要する金額で規則で定めるもの」に改め、同条第 5 項中「交通機関等の事故により、」を「天災、交通事故その他のこの者の責めに帰することができない事情により」に、「市長が」を「規則で」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 第 1 項、第 2 項及び第 4 項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第 4 条第 3 項中「(取消しを含む。以下同じ。)」を削り、「これの」を「その」に改め、同条第 4 項から第 6 項までを削る。

第 5 条第 1 項中「された」を「受けた」に改める。

第 8 条を削る。

第 7 条第 1 項中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に定める種目及び内容に基づき」を加え、同条第 2 項を削り、同条を第 8 条とする。

第 6 条の見出しを「(旅費の種目)」に改め、同条第 1 項中「車賃、宿泊料、食卓料、移転料及び着後手当」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費及び着後滞在費」に改め、同条第 2 項中「鉄道旅行について、路程に応じ」を「鉄道を利用する移動に要する費用とし、」に改め、同条第 3 項中「水路旅行について、路程に応じ」を「船舶を利用する移動に要する費用とし、」に改め、同条第 4 項中「航空旅行について、路程に応じ」を「航空機を利用する移動に要する費用とし、」に改め、同条第 5 項中「車賃」を「その他の交通費」に、「陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について」を「鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし」に改め、同条第 6 項中「宿泊料」を「宿泊費」に、「要した」を「要する費用とし、」に改め、同条第 7 項を次のように改める。

7 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、実費額により支給する。

第 6 条第 9 項中「着後手当」を「着後滞在費」に、「住所又は居所の移転について、定額」を「転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、現に宿泊した夜数に応じた額」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 8 項中「移転料」を「転居費」に、「住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額」を「転居に要する費用とし、その額は、転居の実態を勘案した額」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、1 夜当たりの定額により支給する。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(旅費の請求手続)

第 6 条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払

に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な資料を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 市長は、その支給し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、その後においてその者に対し支給し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

第9条を次のように改める。

(旅費の支給額の上限)

第9条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、次条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条第1項各号に掲げる各費用について、当該各号及び前条の規定による計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費及び着後滞在費に係る旅費の支給額は、当該各種目について、第14条、第16条及び第17条並びに前条の規定による計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第2章から第4章までを次のように改める。

第2章 交通費

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃の額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前 3 号に掲げる費用に付随する費用
(船賃)

第 11 条 船賃の額は、次に掲げる費用(第 2 号から第 4 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前 3 号に掲げる費用に付随する費用
(航空賃)

第 12 条 航空賃の額は、次に掲げる費用(第 2 号及び第 3 号に掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前 2 号に掲げる費用に付随する費用
(その他の交通費)

第 13 条 その他の交通費の額は、次に掲げる費用(第 2 号から第 4 号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額による。

- (1) バスを利用する移動に要する運賃
- (2) タクシーを利用する移動に要する運賃
- (3) ハイヤーの賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前 3 号に掲げる費用に付随する費用

第 3 章 宿泊費等

(宿泊費及び包括宿泊費)

第 14 条 宿泊費の額は、19,000 円を超えない範囲内で地域の実情を勘案して規則で定める額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定め

る場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

- 2 包括宿泊費の額は、移動に係る前章の規定による交通費の額及び宿泊に係る前項の規定による宿泊費の額の合計額とする。

(宿泊手当)

- 第 15 条 宿泊手当の額は、通常要する費用の額を勘案して、2,400 円を超えない範囲内で規則で定める額とする。

第 4 章 転居費及び着後滞在費

(転居費)

- 第 16 条 転居費の額は、転居の実態を勘案し規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

- 第 17 条 着後滞在費の額は、5 夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

第 18 条を次のように改める。

(退職者等の旅費)

- 第 18 条 第 3 条第 2 項第 1 号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から 3 月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

- 2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

第 19 条第 1 項中「次に掲げる旅費」を「出張又は赴任の例に準じて規則で定めるもの」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項を削る。

第 20 条第 1 項中「公用車等を利用して旅行をした場合その他当該」を「市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他」に、「、又は当該」を「又は」に、「、不当」を「不当」に改め、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 21 条中「第 68 条」を「第 64 条」に改める。

第 23 条を次のように改める。

(旅費の返納)

- 第 23 条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅

費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

第 23 条の次に次の 1 条を加える。

(委任)

第 24 条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

(羽曳野市実費弁償条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市実費弁償条例(昭和 45 年羽曳野市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律の規定に基づいて市の機関の求めにより出頭した証人若しくは関係人若しくは公聴会に参加した者又は市の機関の依頼若しくは要求に応じて公務の遂行を補助するため旅行した者(以下「証人等」という。)に対する実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条第 1 項中「又は参加」を「若しくは参加又は旅行」に改め、同条第 2 項中「(ただし、1 日につき 4,400 円に満たない場合は、1 日につき 4,400 円)」を削る。

第 3 条を次のように改める。

(支給方法)

第 3 条 実費弁償の支給方法は、市の職員に対する旅費の支給方法の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の

日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の羽曳野市実費弁償条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 4 一般職の職員の給与に関する条例(昭和43年羽曳野市条例第445号)の一部を次のように改める。

第25条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 旅費に係る過払金の額

(羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年羽曳野市条例第22号)の一部を次のように改める。

第21条に次の1号を加える。

(3) 旅費又は費用弁償に係る過払金の額

新旧対照表

新	旧
<p>第1条関係 職員の旅費に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第9条)</p> <p>第2章 <u>交通費</u>(第10条—第13条)</p> <p>第3章 <u>宿泊費等</u>(第14条・第15条)</p> <p>第4章 <u>転居費及び着後滞在費</u>(第16条・第17条)</p> <p>第5章 退職者等の旅費(第18条・第19条)</p> <p>第6章 雑則(第20条—<u>第24条</u>)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 遺族 職員の配偶者(届出をしていないが、<u>事実上婚姻関係と同様の事情</u>にある者を含む。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>(5) <u>旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)</u><u>その他の規則で定める者(以下この号において旅行者等という。)</u>であつて、市と<u>旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第6項において同じ。)</u>を締結したものをいう。</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 1～3 省略</p> <p>4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定に</p>	<p>第1条関係 職員の旅費に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第9条)</p> <p>第2章 <u>鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃</u>(第10条—第13条)</p> <p>第3章 <u>宿泊料及び食卓料</u>(第14条・第15条)</p> <p>第4章 <u>移転料及び着後手当</u>(第16条・第17条)</p> <p>第5章 退職者等の旅費(第18条・第19条)</p> <p>第6章 雑則(第20条—<u>第23条</u>)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 遺族 職員の配偶者(届出をしていないが<u>事実上婚姻関係と同様の事情</u>にある者を含む。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 1～3 省略</p> <p>4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>その出発前に</u>次条</p>

より旅行命令の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け若しくは死亡した場合又は傷病その他やむを得ない事情により旅行の中止をし、若しくは変更をした場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災、交通事故その他のこの者の責めに帰することができない事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令)

第4条 1・2 省略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令の変更をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

第3項の規定により旅行命令を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で市長が定める額を旅費として支給することができる。

5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令)

第4条 1・2 省略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令の変更(取消しを含む。以下同じ。)をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これの変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はこれの変更をするには、出張にあつては出張命令簿、赴任にあつては赴任命令簿(以下これらを「旅行命令簿」という。)に、当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示する時間的余裕がない場合には、口頭により旅行命令を発し、又はこれの変更をすることができる。

5 前項ただし書の場合においては、旅行命令権者は、できるだけ速やかに旅行命令簿に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

(旅行命令に従わない旅行)
第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行をすることができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2・3 省略

(旅費の請求手続)

第6条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な資料を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 市長は、その支給し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、その後においてその者に対し支給し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

(旅費の種目)

第7条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費及び着後滞在費とする。

6 旅行命令簿の記載事項及び様式は、市長が定める。

(旅行命令に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令(前条第3項の規定により変更をされた旅行命令を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行をすることができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2・3 省略

(旅費の種類)

第6条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料、移転料及び着後手当とする。

<p>2 <u>鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、旅客運賃等により支給する。</u></p> <p>3 <u>船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、旅客運賃等により支給する。</u></p> <p>4 <u>航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、旅客運賃により支給する。</u></p> <p>5 <u>その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、実費額により支給する。</u></p> <p>6 <u>宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、実費額により支給する。</u></p> <p>7 <u>包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、実費額により支給する。</u></p> <p>8 <u>宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p>9 <u>転居費は、赴任に伴う転居に要する費用とし、その額は、転居の実態を勘案した額により支給する。</u></p> <p>10 <u>着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞中に係る費用とし、その額は、現に宿泊した夜数に応じた額によりを支給する。</u> (旅費の計算)</p> <p><u>第8条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行をした場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行をしがたい場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。</u></p>	<p>2 <u>鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p>3 <u>船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p>4 <u>航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。</u></p> <p>5 <u>車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、実費額により支給する。</u></p> <p>6 <u>宿泊料は、旅行中の宿泊に要した実費額により支給する。</u></p> <p>7 <u>食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p>8 <u>移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。</u></p> <p>9 <u>着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。</u> (旅費の計算)</p> <p><u>第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行をした場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行をしがたい場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。</u></p> <p>2 <u>職員が旅行命令によりその居住地等から直ちに旅行をする場合において、居住地等から目的地に至る旅費額が勤務地から目的地に至る旅費額を超えるときは、当該旅行については、勤務地から目的地に至る旅費額を支給する。</u></p> <p><u>第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キ</u></p>
---	--

<p>(旅費の支給額の上限)</p> <p>第9条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、次条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条第1項各号に掲げる各費用について、当該各号及び前条の規定による計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</p> <p>2 宿泊費、包括宿泊費、転居費及び着後滞在費に係る旅費の支給額は、当該各種目について、第14条、第16条及び第17条並びに前条の規定による計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</p> <p>第2章 交通費 (鉄道賃)</p> <p>第10条 鉄道賃の額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃 (2) 急行料金 (3) 座席指定料金 (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用</p>	<p>ロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。</p> <p>2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。</p> <p>3 第3条第2項各号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。</p> <p>第9条 鉄道旅行又は水路旅行中における年度の経過のため、鉄道賃又は船賃を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</p> <p>第2章 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃 (鉄道賃)</p> <p>第10条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)及び急行料金並びに座席指定料金による。</p> <p>(1) その乗車に要する運賃 (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金 (3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</p> <p>2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。</p> <p>(1) 新幹線又は特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</p>
---	--

(船賃)
第11条 船賃の額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(航空賃)
第12条 航空賃の額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
 - (2) 座席指定料金
 - (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用
- (その他の交通費)

第13条 その他の交通費の額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額による。

- (1) バスを利用する移動に要する運賃
- (2) タクシーを利用する移動に要する運賃
- (3) ハイヤーの賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

第3章 宿泊費等

(宿泊費及び包括宿泊費)

第14条 宿泊費の額は、19,000円を超えない範囲内で地域の実情を勘案して規則で定める額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

2 包括宿泊費の額は、移動に係る前章の規定に

3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、新幹線又は特別急行列車若しくは普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第11条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃(はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)及び寝台料金並びに座席指定料金による。

- (1) その乗船に要する運賃
- (2) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前号に規定する運賃のほか、現に支払つた寝台料金
- (3) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前2号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

(航空賃)

第12条 航空賃の額は、その搭乗に要する旅客運賃による。

(車賃)

第13条 車賃の額は、現に支払つた旅客運賃による。

第3章 宿泊料及び食卓料

(宿泊料)

第14条 宿泊料の額は、現に支払つた宿泊料金とする。ただし、18,000円を超えることはできない。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸し、又は着陸して宿泊した

<p><u>よる交通費の額及び宿泊に係る前項の規定による宿泊費の額の合計額とする。</u></p> <p><u>(宿泊手当)</u></p> <p><u>第 15 条 宿泊手当の額は、通常要する費用の額を勘案して、2,400 円を超えない範囲内で規則で定める額とする。</u></p> <p><u>第 4 章 転居費及び着後滞在費</u></p> <p><u>(転居費)</u></p> <p><u>第 16 条 転居費の額は、転居の実態を勘案し規則で定める方法により算定される額とする。</u></p> <p><u>(着後滞在費)</u></p> <p><u>第 17 条 着後滞在費の額は、5 夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。</u></p> <p><u>第 5 章 退職者等の旅費</u></p> <p><u>(退職者等の旅費)</u></p> <p><u>第 18 条 第 3 条第 2 項第 1 号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から 3 月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</u></p> <p><u>2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。</u></p> <p><u>(遺族の旅費)</u></p> <p><u>第 19 条 第 3 条第 2 項第 2 号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</u></p> <p><u>第 6 章 雑則</u></p>	<p><u>場合に限り支給する。</u></p> <p><u>(食卓料)</u></p> <p><u>第 15 条 食卓料の額は、1 夜につき 3,000 円とする。</u></p> <p><u>2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。</u></p> <p><u>第 4 章 移転料及び着後手当</u></p> <p><u>(移転料)</u></p> <p><u>第 16 条 移転料の額は、旧勤務地から新勤務地までの路程に応じた別表第 1 の定額による額とする。</u></p> <p><u>(着後手当)</u></p> <p><u>第 17 条 着後手当の額は、別表第 2 の定額による額とする。</u></p> <p><u>第 5 章 退職者等の旅費</u></p> <p><u>(退職者等の旅費)</u></p> <p><u>第 18 条 第 3 条第 2 項第 1 号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。</u></p> <p><u>(1) 職員が出張中に退職等となつた場合には、退職等となつた日にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となつた事実の発生を知つた日にいた地までの旅費</u></p> <p><u>(2) 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、かつ、新勤務地を旧勤務地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費</u></p> <p><u>(遺族の旅費)</u></p> <p><u>第 19 条 第 3 条第 2 項第 2 号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。</u></p> <p><u>(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧勤務地までの往復に要する旅費</u></p> <p><u>(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新勤務地までの旅費</u></p> <p><u>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第 2 条第 4 号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。</u></p> <p><u>第 6 章 雑則</u></p>
---	---

(旅費の調整)

第 20 条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 省略

(旅費の特例)

第 21 条 職員について労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 15 条第 3 項又は第 64 条の規定に該当する理由がある場合は、同法の規定による旅費又は費用を支給するものとする。

第 22 条 省略

(旅費の返納)

第 23 条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

(委任)

第 24 条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

(旅費の調整)

第 20 条 任命権者は、旅行者が公用車等を利用して旅行をした場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 省略

3 国又は他の団体等から旅費の支給を受けるときは、この条例による旅費は支給しない。ただし、その受ける額が、この条例による旅費の額よりも少ないときは、その差額の範囲内で支給することができる。

4 研修、講習又は訓練等を受けるために旅行をする場合の旅費については、減額して支給することができる。この場合において、減額して支給する旅費は、市長が別に定める額とする。

(旅費の特例)

第 21 条 職員について労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 15 条第 3 項又は第 68 条の規定に該当する理由がある場合は、同法の規定による旅費又は費用を支給するものとする。

第 22 条 省略

(条例の施行)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 省 略

附 則 省 略
別表第1(第16条関係)

区分	<u>7 級以上 の 職 務 の 級 に あ る 者</u>	<u>6 級以下 4 級以上 の 職 務 の 級 に あ る 者</u>	<u>3 級以下 の 職 務 の 級 に あ る 者</u>
<u>鉄 道 50 キ ロ メ ー ト ル 未 満</u>	<u>63, 000 円</u>	<u>53, 500 円</u>	<u>46, 500 円</u>
<u>鉄 道 50 キ ロ メ ー ト ル 以 上 100 キ ロ メ ー ト ル 未 満</u>	<u>72, 000 円</u>	<u>61, 500 円</u>	<u>53, 500 円</u>
<u>鉄 道 100 キ ロ メ ー ト ル 以 上 300 キ ロ メ ー ト ル 未 満</u>	<u>89, 000 円</u>	<u>76, 000 円</u>	<u>66, 000 円</u>
<u>鉄 道 300 キ ロ メ ー ト ル 以 上 500 キ ロ メ ー ト ル 未 満</u>	<u>110, 000 円</u>	<u>93, 500 円</u>	<u>81, 500 円</u>
<u>鉄 道 500 キ ロ メ ー ト ル 以 上 1, 000 キロ メ ー ト ル 未 満</u>	<u>146, 000 円</u>	<u>124, 000 円</u>	<u>108, 000 円</u>
<u>鉄 道 1, 000 キ ロ メ ー ト ル 以 上 1, 500 キロ メ ー ト ル 未 満</u>	<u>153, 000 円</u>	<u>130, 500 円</u>	<u>113, 500 円</u>
<u>鉄 道 1, 500 キ ロ メ ー ト ル 以 上 2, 000 キロ メ ー ト ル</u>	<u>164, 000 円</u>	<u>139, 500 円</u>	<u>121, 500 円</u>

未満			
鉄道 2,000 キロメー トル以上	190,500 円	162,000 円	141,000 円

備考

- 1 路程の計算については、水路及び陸路 4 分の 1 キロメートルをもつて鉄道 1 キロメートルとみなす。
- 2 「職務の級」とは、一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)別表第 1 の職務の級及び同表の適用を受けない者については任命権者が市長に協議して定めるこれに相当する職務の級をいう。

別表第 2(第 17 条関係)

区分	7 級以上 の職務の 級にある 者	6 級以下 3 級以上の 職務の級 にある者	2 級以下 の職務の 級にある 者
市長が 定める 地域	78,500 円	65,500 円	52,000 円
市長が 定める 地域以 外の地 域	72,000 円	60,000 円	47,500 円

備考 「職務の級」とは、一般職の職員の給与に関する条例別表第 1 の職務の級及び同表の適用を受けない者については任命権者が市長に協議して定めるこれに相当する職務の級をいう。

第 2 条関係

羽曳野市実費弁償条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律の規定に基づいて市の機関の求めにより出頭した証人若しくは関係人若しくは公聴会に参加した者又は市の機関の依頼若しくは要求に応じて公務の遂行を補助するため旅行した者(以下「証人等」とい

第 2 条関係

羽曳野市実費弁償条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律の規定に基づいて、市の機関の求めにより出頭した証人、関係人又は公聴会に参加した者(以下「証人等」という。)の実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

う。)に対する実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償)

第2条 証人等には、出頭若しくは参加又は旅行に要した実費を弁償する。

2 前項の規定による実費弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和43年羽曳野市条例第448号)に規定する職員の旅費に相当する額とする。

3・4 省略

(支給方法)

第3条 実費弁償の支給方法は、市の職員に対する旅費の支給方法の例による。

以下省略

(実費弁償)

第2条 証人等には、出頭又は参加に要した実費を弁償する。

2 前項の規定による実費弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和43年羽曳野市条例第448号)に規定する職員の旅費に相当する額(ただし、1日につき4,400円に満たない場合は、1日につき4,400円)とする。

3・4 省略

(支給方法)

第3条 実費弁償は、証人等が出頭し、又は参加したときに支給するものとし、その支給方法は市の職員に対する旅費の支給の例による。

以下省略

一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(給与からの控除)</p> <p>第 25 条 職員の給与からの控除は、法律で特に認められたもののほか、次に掲げるものについて行うことができるものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>(4) 旅費に係る過払金の額</u></p> <p><u>(5) 省略</u></p> <p><u>(6) 省略</u></p> <p>以下省略</p>	<p>(給与からの控除)</p> <p>第 25 条 職員の給与からの控除は、法律で特に認められたもののほか、次に掲げるものについて行うことができるものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>(4) 省略</u></p> <p><u>(5) 省略</u></p> <p>以下省略</p>

羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(会計年度任用職員の給与からの控除)</p> <p>第 21 条 給与からの控除は、法令で認められたもののほか、次に掲げるものについて行うことができるものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p><u>(3) 旅費又は費用弁償に係る過払金の額</u></p> <p>以下省略</p>	<p>(会計年度任用職員の給与からの控除)</p> <p>第 21 条 給与からの控除は、法令で認められたもののほか、次に掲げるものについて行うことができるものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>以下省略</p>